

【参考】

次の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いとなりますので、保護者等が「学校感染症罹患状況連絡票」に記入し、「医療費明細書」もしくは調剤薬局発行の「薬の説明書」の写しを添付して学校へ提出してください。

《学校において特に予防すべき主な感染症と出席停止期間》

分類	感 染 症 名	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスによるもの）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルスによるもの）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで。
第 2 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮化（乾燥した皮膚・かさぶた様変化）するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
第 3 種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	

※上記第1種・第2種の感染症に家族がかかり、本人にも感染の疑いがある場合は、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止となる場合があります。

※第1種の感染症及び麻疹、結核、腸管出血性大腸菌感染症にかかった場合は、長期休暇中であっても学校に連絡をしてください。

※以上の感染症以外にも呈した症状により出席停止とする場合があります。